

北海道告示第10234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年7月3日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年3月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富良野ショッピングセンター
富良野市新富町4489番21ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ふらの農業協同組合 代表理事組合長 植崎 博行
富良野市朝日町3番1号
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前)

4,890平方メートル

(変更後)

5,997平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前)

260台

(変更後)

255台

(イ) 駐輪場の位置

(変更前)

施設配置図（変更前）のとおり

(変更後)

施設配置図（変更後）のとおり

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前)

331平方メートル

(変更後)

334平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前)

62立方メートル

(変更後)

65立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社ホクレン商事	午前 9 時 30 分	午前 9 時 30 分	午後 9 時	午後 9 時
株式会社西川食品	午前 9 時 30 分	午前 9 時 30 分	午後 9 時	午後 9 時
六花亭製菓株式会社	午前 9 時 30 分	午前 9 時 30 分	午後 6 時	午後 6 時
DCMホームマック株式会社	午前 7 時 30 分	午前 7 時	午後 9 時	午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前 7 時から午後 10 時まで

(変更後)

午前 6 時 30 分から午後 10 時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

出入口 4 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

(変更後)

出入口 7 箇所、入口 1 箇所

(4) 変更する年月日

平成 29 年 10 月 14 日

(5) 変更する理由

店舗を増設するため

2 届出年月日

平成 29 年 2 月 13 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 3 月 3 日（金）から同年 7 月 3 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

4 その他

縦覧については、富良野市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については富良野市へ問い合わせること。